

第12号議案

品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

地方自治法（以下「法」という。）等の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整備する必要があるため。

2 改正内容

令和6年6月26日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）等の施行に伴い、地方税以外の公金に係る収納事務のデジタル化に関する規定が法に追加されたこと等により、区長や職員等に係る損害賠償責任の一部免責に関する規定等の条項に移動が生じたため、以下および別紙新旧対照表のとおり、これらの条項を引用する条例の規定を整備する。

改正後	改正前	改正された法令
第243条の2の8第1項	第243条の2第1項	地方自治法
第243条の2の9第3項	第243条の2の2第3項	地方自治法
第173条の5第1項第1号	第173条第1項第1号	地方自治法施行令

3 施行期日

令和8年9月24日

品川区長等の損害賠償責任の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、区長、委員会の委員もしくは委員または職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「区長等」という。）の品川区に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 区長等は、当該区長等の損害賠償責任のうち当該損害賠償責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額については、当該区長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。</p> <p>(<u>法第243条の2の8第1項</u>の条例で定める額)</p> <p>第3条 <u>法第243条の2の8第1項</u>の条例で定める額は、次の各号に掲げる区長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>の普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 区長 6</p> <p>(2) 副区長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員 または監査委員 4</p> <p>(3) 職員（前号に掲げる者を除く。） 1</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年9月24日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、区長、委員会の委員もしくは委員または職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「区長等」という。）の品川区に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 区長等は、当該区長等の損害賠償責任のうち当該損害賠償責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額については、当該区長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。</p> <p>(<u>法第243条の2第1項</u>の条例で定める額)</p> <p>第3条 <u>法第243条の2第1項</u>の条例で定める額は、次の各号に掲げる区長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>の普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 区長 6</p> <p>(2) 副区長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員 または監査委員 4</p> <p>(3) 職員（前号に掲げる者を除く。） 1</p>